

平成 27 年度 短期大学教務必携(第 20 次改訂版) 主な変更点

平成 27 年 10 月 28 日

第一部 教務の手引き

I 学生編

第1章 入学者の選抜

◇以下の項目については、平成 28 年度入学者選抜実施要項(平成 27 年 5 月 27 日 27 文科高第 261 号文部科学省高等教育局長通知)に合わせて記載内容を見直した。

4. 基本方針【12～13p】

大学入学者選抜は、各大学(短期大学を含む。以下同じ)が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ定める入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、大学への入り口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。

このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の教育を乱すことのないよう配慮する。

能力・意欲・適性等の判定に当たっては、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

①基礎的・基本的な知識・技能(以下、「知識・技能」という。)

②知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて研究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力(以下、「思考力・判断力・表現力」という。)

③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度(以下、「主体性・多様性・協働性」という。)

また、各大学は、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これらに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。

5. 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)【13p】

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)については、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)や教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえ、それぞれの方針が緊密に関連し、連続したものとなるよう留意して策定する。

このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)において、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学位授与の要件を明示するとともに、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)において、学位授与の要件を満たすために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを明示するよう努める。

さらに、これらを踏まえ、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価するのかなどについて可能な限り具体的に示す。その際、4. の基本方針に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体

的な評価方法や各要素ごとの評価の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価するよう努める。

あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示する。

なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

6. 入試方法【13～15p】

(1) 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書報告、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を多面的・総合的に判定する入試方法(以下、「一般入試」という。)による。

③専門学科・総合学科卒業生入試

…の活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価することが望ましい。

7. 試験期日等【15p】

(1) 入学者選抜の期日を次により適時定めることとされている。

① 試験期日 平成 28 年 2 月 1 日から 4 月 15 日までの間

② 合格者の決定発表 平成 28 年 4 月 20 日まで

(2) …学力検査を課さない場合は、上記(1)の①の試験日によることを要しないが…

(3) …については、入学願書受付を平成 27 年 8 月 1 日以降の出願とする。

(4) …原則として、入学願書受付を平成 27 年 11 月 1 日以降とし…

(5) …については、上記(1)の①によることを要しない。

つまり、一般入学試験(学力試験)においては、平成 28 年 2 月 1 日以降…

8. 調査書【15～18p】

資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動等の実績、海外留学等の多様な経験等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り具体的に記載する。

9. 学力検査等【18～20p】

(1) 個別学力検査

① 各大学が実施する学力検査は高等学校学習指導要領(平成 11 年文部省告示第 58 号及び平成 21 年文部科学省告示第 38 号。以下…)

③ 個別学力検査実施科目を定めるに当たっては、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。

(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用

③外部試験の活用

外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成 27 年 3 月 31 日付け 26 文科初第 1495 号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語

技能検定(英検)や TOEFL 等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の 4 技能を測ることができる資格・検定試験等の結果を活用する。優れた理数系の能力を適切に評価する観点から、「国際科学オリンピック」等の結果を活用する等、必要に応じて信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。なお、この場合には、学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際に、その旨を明らかにすることとされている。

10. 学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表【20p】

…平成 27 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までに発表するものとする。

11. 募集人員

12. 出願資格

13. 募集要項等

(1) 募集要項

①…平成 27 年 12 月 15 日までに発表する。

14. 入学者選抜試験実施における注意事項【21～23p】

(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮

②障害のある入学志願者に対しては、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」(昭和 45 年法律第 84 号)や平成 28 年 4 月より施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)の趣旨に十分留意しつつ……

…その際、平成 25 年 9 月に閣議決定された「第 3 次障害者基本計画」、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一まとめ)」について……

…「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する……

③各大学は、障害等のある入学志願者に対し、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)、募集人員、出願要件、出願手続き、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など出願等に必要な事項の伝達においても合理的配慮を行うものとする。

また、入試における配慮の内容や受け入れ実績をホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

15. 入学者選抜の公正確保

16. 国際連携学科の入学者選抜【23～24p】

①外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科(以下、「国際連携学科」という。)の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する 1 以上の外国の大学(以下、「連携外国大学」という。)との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。

②国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。
特に入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

17. 外国人を対象とした入試

18. 災害等の不測の事態への対応

19. その他【24～25p】

①各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等による、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。

③入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。

20. 入学試験に関する諸問題

21. 備考

第2章 学籍と学籍(学生)異動

◇学校教育法の改正に伴い、以下の項目について記載内容を変更した。

2. 学籍の記録【28～35p】

…本人の住所、保護者等身上の事項については、その届出によって、休学、退学等在籍に関する事項については、学長の決定によって処理されることになる。

在籍に関する異動の年月日は、学長の決定する日付である。必ずしも教授会開催日とは限らない。

(1) 入学 (29p)

A. 入学の意義

…入学の決定は学長が行うが、教授会は学長が決定するに当たり意見を述べることとされている。

○学校教育法施行規則

~~第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長がこれを定める。~~

(3) 学籍(学生)の異動 (32p)

A. 休学・復学

休学とは、学生が在籍のまま、一定期間学修状態を休止するということである。休学の決定は学長が行う。

B. 留学 (32～33p)

…学籍上の留学の決定は学長が行う。

C. 転学・転籍(部・科) (34p)

…転学の決定は学長が行う。

D. 退学 (34～35p)

…退学の決定は学長が行う。

3. 学籍に関する諸問題【35～38p】

(2)懲戒 (36p)

…法的効果を伴う後者の懲戒の決定は学長が行うが、学長は学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。在籍関係の解除。在学状態の一時停止などを伴う場合は、学籍異動記録の対象となる。

○学校教育法施行規則 (38p)

5 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の手続きを定めなければならない。

第3章 教育課程と履修登録

2. 教育課程に関する法的規則【43p】

◇「教育課程の編成方針」について、法令等を除き「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に統一した。

(1)教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

以下、同じ。

第4章 授業と試験

4. シラバスの作成【55p】

◇シラバス作成の留意点について、下線部を追加した。

なお、シラバス作成に関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・ 各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・ 準備学習の内容や標準学修時間の目安を具体的に指示すること
- ・ 成績評価の方法・基準を明示すること
- ・ 授業に出席するのは当然であることから、出席点を成績評価に加えることは適当ではないこと
- ・ シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料(コース・カタログ)と同等のものにとどまらず、学生が授業のために主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にすること

第6章 卒業

◇学校教育法第93条の改正に基づき下記関係部分の掲載法令を修正した。

1. 卒業のための最低必要条件【68～69p】

3. 卒業の期日【69p】

Ⅱ 教員・職員編

第1章 教員

◇表現の修正を行った。

1. 種類と職務【77～79p】

3. 教員の資格【84～87p】

4. 勤務と研究・研修【87～89p】

(4)FD(ファカルティ・ディベロップメント)

◇表現を修正し、新規に次の文言を追加した。

また、短期大学基準協会評価基準において以下のように明記されている。「FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行い、組織的な FD を推進し、時代の変化に対応できるような教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。また、規程を整備しそれに基づいて FD 活動を適切に行う」

第3章 教授会等

1. 教授会【95～96p】

◇法令の改正に伴い、以下のとおり、文言の修正を行った。

一方、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合など様々な事情があり得ることから学校教育法施行規則第 144 条の「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は教授会の議を経て、学長が定める。」との規程は削除され、必ずしも教授会の議を経る必要はなく、校務に関する最終的な決定権を有する学長が決定することとされている。

2. 代議員会【96p】

(略)

3. 各種委員会【97p】

◇実情に合わせ、以下のとおり、委員会の取り扱う事項と委員会名を追加・修正した。

①教育課程に関する事項

②授業計画に関する事項

③試験に関する事項

④成績及び履修に関する事項

⑤学籍の異動に関する事項

⑥その他

その他の委員会としては、

入試委員会 教育課程委員会(及びその他資格取得に関する委員会) 大学改革委員会 自己点検評価委員会 学生委員会 進路支援委員会 保健委員会 人事委員会 予算委員会 図書委員会 情報教育委員会 安全委員会 FD委員会 学習支援運営委員会 海外(国際)交流委員会 広報委員会 危機管理委員会 将来構想委員会 紀要・論集編集委員会 人権委員会 ハラスメント防止委員会 個人情報保護委員会 地域連携・生涯学習委員会等が設けられている。

Ⅲ 運営編

第1章 学科・専攻

2. 学科専攻課程の設置【101～110p】

- ◇「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」の改正に伴う変更部分を更新した。(108～110p)

第2章 学生収容定員

2. 定員の変遷【114～115p】

- ◇全体的な記述を18歳人口の減少期を中心に改め、適正な定員管理を求められていることを新規に追加した。

第3章 学則

- ◇教務必携全体のページ数を見直し、「学則の作成例」を削除し、相応しい順序に改めた。

2. その他の記載事項【119～120p】

- ◇学校教育法の改正に伴い、一覧表中の該当条番号を変更した。

3. 私立短期大学における主な認可・届出事項【121～123p】

- ◇主な認可・届出事項一覧の根拠(通知・規則)を記述に加えた。
内容は第1章及び第2章の内容を併せたものを記載した。

4. その他【124p】

- ◇学則の関連として、学位記と卒業証書の表記の例を記載した。

第4章 大学評価と教育情報の公表

4. 教育情報の公表【130p】

- ◇大学ポートレートが平成26年度から稼働したことを加えた。

第5章 取得可能な資格等【132～133p】

- ◇取得可能な資格の例を見直した。

第二部 教務関係用語の解説

- ◇以下の用語を新たに追加した。【140～201p】

- 「職業実践専門課程」(172p)

- 「職業実践力育成プログラム」(172p)

- 「設置計画履行状況等調査(AC:アフター・ケア)」(173p)

- ◇以下の用語は、法令の改正等実情に合わせて名称及び記載内容を一部変更した。

- 学長(150p)

- 学期(151p)
- カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)(152p)
- 休学(156p)
- 休学期間(156p)
- 休講(157p)
- 教授会(161p)
- 在外教育施設(166p)
- 再試験(166p)
- シラバス(172p)
- 卒業(176p)
- 懲戒(181p)
- 転籍(184p)
- 復学(187p)
- 副学長(188p)

第三部 短期大学関係法令Q&A

◇学科の設置、収容定員変更関係において、以下の6つの設問を追加した。【213～216p】

■新設する学科の専攻・コース等の設置について■

Q24 新設する短期大学の学科に専攻・コース等を設置したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 短期大学に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「専攻課程」であり(「短期大学設置基準」第3条第2項)、教育上、特に必要があるときは、学科内に専攻課程を設け定員を設定することができる(「短期大学設置基準」第4条第1項)。ただし、学科の教育研究上の目的や授与する学位の分野と異なるものについては、専攻課程として取り扱うことはできない。

また、その下に設定する「コース」等は、学科の専攻分野の範囲内で教育上の目的から一部の科目の履修方法を指定するなど、学生の「履修上の区分」として設定できる。ただし、独立した組織ではないので、施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず必要な場合を除き、コース等に定員を設定することはできない。

■設置届出の時期の違いについて■

Q30 設置届出の時期は年間複数回設けられていますが、実際の届出はどの時期に行ってもよいのでしょうか。

A どの時期であっても手続き上の違いはないので、どの時期に届出を行ってもよい。

ただし、届出を行うまで(大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮っていない場合は、届出後60日を経過するまで(60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く))は学生募集及びそれに類する行為を行うことはできないので、注意が必要である。

■設置届出を行うに当たっての「事前相談」の必要について■

Q31 設置届出を行うに当たって、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の「事前相談」に必ず諮らなければならないのでしょうか。

A 設置届出の場合は、必ずしも「事前相談」に諮る必要はない。ただし、手続きの万全を期す観点からは、「事前相談」に諮ることが推奨されている。

■学科に設定しているコース等の名称変更について■

Q32 学科に設定しているコース等の名称を変更する場合、「事前相談」を含む名称変更の手続きを行う必要はありますか。

A 教育上の目的による学生の履修上の区分としてのコース等については、独立した組織ではないので、名称変更の手続きは不要である。ただし、学則に明記している場合は、学則変更の手続き(「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について(通知)」(以下「通知」という)の5①キ)が必要である。

なお、短期大学の学科に設置する専攻課程は、法令上認められた独立の組織であり、学則変更の手続きが必要である。ただし、手続きの区分は、名称変更(通知2①イ)ではなく、その他の学則変更(通知5①キ)となる。

■大学等の英語名称のみを変更する場合の手続きについて■

Q33 大学等の英語名称のみを変更する場合、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A 大学等の英語名称のみを変更する場合は、大学設置室への手続きは不要である(「事前相談」も不要である)。ただし、英語名称を学則で定めている場合は、学則変更の手続き(通知5①キ)が必要である。

なお、大学、短期大学及び高等専門学校本体の英語名称は、ユネスコ「高等教育機関に関する情報ポータル」に掲載されているので、当該ページの修正を希望される場合は、文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室に問い合わせること。

■既設の学科等にコースを設置する場合の手続きについて■

Q34 既設の短期大学の学科等にコース等を設置する場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 既設の学科に新たにコース等を設定する場合は、設定に際しての文部科学省への手続きは原則として不要であるが、コース等の設定を学則に明記する場合は、学則変更の手続き(その他の学則変更 通知5①キ)が必要となる。

なお、既設の学科に新たに専攻課程を置く場合は、学科全体の定員を変更しない場合は、通知5①イ(公私立短期大学の学科の専攻課程の設置)の手続きを行うこととなる。専攻課程の設置によって学科全体の収容定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更の手続き

(認可申請又は届出)が必要である。

◇Q37の表題をより分かりやすくするため、次のとおり下線部分を追加した。

■2つ以上の校地において教育研究を行う場合の教員の配置及び施設設備について■
〈 略 〉

◇掲載順を一部変更した。

今回の追加に併せて、学科の設置、収容定員変更関係において、学科の設置、専攻・コースの設置、収容定員の変更、教員基準数等及びその他の質問の順に掲載するため、掲載順を一部変更した。

◇次の設問を削除した。

■工業(工場)等制限区域・準制限区域における学科の設置等について■

当該区域における設置や収容定員増についての抑制的な取り扱い方針が撤廃されてから、すでに13年が経過しており削除することとした。

資料2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

◇法令の改正に伴い、最終改正日、未施行法令の記載、条文等を修正した。【251～304p】

※最終改正までの未施行法令については、条文に反映されていないが、学校教育法については、平成26年6月13日法律第69号による改正のみ(平成26年度学校教育法の改正に合わせて)修正済み。

この他、必要に応じて表現の見直し、字句の修正を行った。